

戦略的創造研究推進事業(先端的低炭素化開発を除く。)の実施に関する規則(抜粋)

(平成 15 年 10 月 1 日平成 15 年規則第 73 号)

最終改正 令和 4 年 5 月 23 日令和 4 年規則第 142 号

第 3 章 事業の推進方法・推進体制等

第 23 条 総括実施型研究の研究領域及び研究総括に関する次の各号について調査及び審議するため、機構に ERATO 運営・評価委員会を置く。

- (1) 研究領域及び研究総括の設定に係る調査、選考等に関する事項
- (2) 研究領域における研究の推進に関する事項
- (3) 中間評価及び事後評価に関する事項
- (4) 継続研究の措置に関する事項
- (5) その他業務の遂行に関する事項

2 ERATO 運営・評価委員会の構成及び運営は、次の各号に定めるところによる。

- (1) ERATO 運営・評価委員会は、パネルオフィサーをもって構成する。
- (2) ERATO 運営・評価委員会に委員長を置き、パネルオフィサーのうちから事業を統理する理事が指名する。
- (3) 委員長は、議事を整理するとともに、その結果を事業を統理する理事に報告する。
- (4) ERATO 運営・評価委員会は、委員のうち、議題に応じたパネルオフィサーの出席による開催とする。

3 ERATO 運営・評価委員会の下に、選考に関する調査等を円滑に推進するための選考パネル及び研究領域ごとの中間、事後評価等を円滑に実施するための分科会を置くことができる。

4 選考パネルは、選考・推進パネルオフィサー及びパネルメンバーで構成し、分科会は、パネルオフィサー及び次条第 12 項に定める分科会委員で構成する。

5 選考パネルに、機構が指名する主査 1 名、主査が指名する副主査 2 名程度を置く。

(パネルオフィサー、パネルメンバー及び分科会委員)

第 24 条 事業における総括実施型研究の研究領域及び研究総括の設定に係る調査、選考、中間評価、事後評価等を的確かつ効果的に実施するため、機構にパネルオフィサーを置く。

2 パネルオフィサーの任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 研究領域及び研究総括の設定に係る調査、選考等に関すること。
- (2) 選考した研究領域の運営及び研究領域における研究の推進に関し、機構の求めに応じて助言を行うこと。
- (3) 中間評価及び事後評価
- (4) その他業務の遂行に必要な支援に関すること。

3 パネルオフィサーの要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 専門とする研究分野において、先見性及び洞察力を有していること。
- (2) 研究マネジメントを行った経験を有していること。
- (3) 優れた研究実績を有し、関連分野の研究者から信頼されていること。
- (4) 公平な評価を行いうること。

4 パネルオフィサーは、研究主監会議の意見を聴いた上で、理事長が委嘱する。

- 5 パネルオフィサーのうち、第2項第1号の任務又は第2項の任務すべてを行うパネルオフィサーを選考・推進パネルオフィサーと称し、第2項の任務のうち、第1号の任務以外の任務を行うパネルオフィサーを推進パネルオフィサーと称する。
- 6 パネルオフィサーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 前条第4項のパネルメンバーは、選考・推進パネルオフィサーの要請等に基づき理事長が委嘱する。
- 8 パネルメンバーの任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 研究領域及び研究総括の設定に係る調査、選考等に関して意見を述べること。
 - (2) 選考・推進パネルオフィサーを専門的な観点から補佐すること。
- 9 パネルメンバーの要件は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 専門とする研究分野において、先見性及び洞察力を有していること。
 - (2) 優れた研究実績を有し、関連分野の研究者等から信頼されていること。
 - (3) 公平な評価を行いうること。
- 10 パネルメンバーの任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 11 前項の規定にかかわらず、機構は期間を限定してパネルメンバーを委嘱することができる。
- 12 前条第4項の分科会委員は、パネルオフィサーの要請等に基づき理事長が委嘱する。
- 13 分科会委員の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 中間評価、事後評価において意見を述べること。
 - (2) パネルオフィサーを専門的な観点から補佐すること。
- 14 分科会委員の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 専門とする研究分野において、先見性及び洞察力を有していること。
 - (2) 優れた研究実績を有し、関連分野の研究者等から信頼されていること。
 - (3) 公平な評価を行いうること。
- 15 分科会委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 16 前項の規定にかかわらず、機構は期間を限定して分科会委員を委嘱することができる。分科会委員が任務を終了したと認められるときは、委嘱等を解くことができる。
- 17 パネルオフィサー、パネルメンバー及び分科会委員(以下「パネルオフィサー等」という。)は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(領域アドバイザー等に対する謝金等)

第108条 事業に関して機構が委嘱又は任命する特定成果の強化・加速(イノベーション指向型研究の加速・深化を除く。)のプログラムオフィサー、研究総括補佐(研究総括補佐(総括実施型研究)を除く。)、領域アドバイザー、領域運営アドバイザー、専門アドバイザー、加速アドバイザー、支援アドバイザー、推進パネルオフィサー、パネルメンバー、分科会委員、研究開発運営委員会の委員長及び委員、専門評価会委員、研究推進委員、その他必要に応じて課題評価等において機構が任命する外部の専門家が会議等に出席した場合には、別に定めるところにより謝金、旅費等を支払う。

以上